

現在の地方公共団体の会計は、単年度における現金の収支を管理する「現金主義会計」が採用されていますが、資産や負債の残高などのストック情報やコスト情報が見えにくいという側面があることから、全国の地方公共団体では、新地方公会計制度による財務書類を作成してきました。

しかし、複数の作成方法があるため、団体間の比較が難しいことのほか、本格的な複式簿記の導入が進まない、固定資産台帳の整備が十分でないといった課題がありました。

このため、平成 27 年 1 月に総務省から固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準による財務書類」の作成が要請されました。

当組合では、この要請を受け、平成 28 年度決算から当該基準による財務書類を作成しましたので、公表します。